

基山町空家における家財処分等費用補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、基山町空家等情報登録制度（基山町空家等情報登録制度実施要綱（平成28年告示第104号）第2条第3号に規定する制度。以下「すまいるナビ」という。）に登録した空家における家財等の処分及び移設（以下「家財処分等」という。）を行う者に対し、その家財処分等に要する費用の一部を補助することにより、すまいるナビの登録及び取引の促進を図るため、予算の範囲内において、基山町空家における家財処分等費用補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、基山町補助金等交付規則（平成7年規則第4号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家 基山町内に存する、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるものをいう。
- (2) 所有者等 基山町空家等情報登録制度実施要綱第2条第2号に規定する者をいう。
- (3) 家財 空家に供されている家財道具をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、すまいるナビ登録者（基山町空家等情報登録制度実施要綱第4条第3項の規定によりすまいるナビ登録台帳に登録した空家の所有者等をいう。）であって、当該空家について、この要綱による補助金の交付を受けた日から引き続き2年以上すまいるナビに登録する意思がある者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付を受けることができない。

- (1) 市町村税を滞納している者
- (2) 暴力団等（基山町暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第4号に規定する暴力団等をいう。）

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる家財処分等に要する経費とする。

- (1) ごみ処理手数料
- (2) 特定家庭用機器リサイクル料金
- (3) 廃棄物処分業者等に委託して家財を処分する場合における委託費

(4) 家財の移設（空家から附属家屋等への移設を含む。）に要する経費

(5) その他町長が必要と認める経費

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1の額とし、10万円を上限とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、家財処分等を行う前に、基山町空家における家財処分等費用補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 見積書の写し

(2) 家財の写真（家財処分等実施前）

(3) 市町村税の滞納がないことを証する書類

(4) 暴力団排除に係る誓約書

(5) その他町長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請は、当該空家に対して1回限りとする。

（交付決定）

第7条 町長は、前条の申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、交付の可否を決定したときは、基山町空家における家財処分等費用補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更等）

第8条 前条の規定により交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、申請内容を変更し、又は取り下げるときは、基山町空家における家財処分等費用補助金変更（取下）承認申請書（様式第3号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項に規定する申請書を受理し、その内容が適当であると認めたときは、補助事業者に基山町空家における家財処分等費用補助金変更（取下）承認通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、交付対象事業が完了したときは、完了の日から起算して30日以内又は第7条の規定により交付決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い期日までに、基山町空家における家財処分等費用補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 領収書の写し

(2) 家財処分等実施後の写真

(3) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の報告書について、必要があると認めるときは、現地確認調査等を行うことができる。

3 補助事業者は、第1項に規定する期日までに実績報告書の提出ができないときは、速やかに町長に報告し、その指示を受けなければならない。

(補助金の確定)

第10条 町長は、前条に規定する報告書の提出があったときは、基山町空家における家財処分等費用補助金交付額確定通知書(様式第6号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第11条 前条の通知を受けた補助事業者は、基山町空家における家財処分等費用補助金交付請求書(様式第7号)により、町長に請求するものとする。

2 町長は、前項の請求に基づき補助金を交付するものとする。

(補助金交付の取消し等)

第12条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) 市町村税を滞納したとき。

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、町長は補助事業者に対して補助金の返還を求めるものとする。

3 補助事業者は、前項の規定により返還を求められた場合は、直ちに当該補助金を返還しなければならない。ただし、町長がやむを得ないと認めた場合は、返還する金額を減額することができる。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

基山町長 様

住 所

申請者 氏 名

印

電話番号

基山町空家における家財処分等費用補助金交付申請書

基山町空家における家財処分等費用補助金の交付を受けたいので、基山町空家における家財処分等費用補助金交付要綱第 6 条の規定により申請します。また、補助金の交付を受けた日から引き続き 2 年以上、すまいるナビに登録することを誓約します。

記

1 空家の所在地

2 事業費（見積金額） 金 円

3 補助金交付申請額 金 円

4 事業予定期間 (着手) 年 月 日
(完了) 年 月 日

5 添付書類

- (1) 見積書の写し
- (2) 家財の写真（家財処分等実施前）
- (3) 市町村税の滞納がないことを証する書類
- (4) 誓約書
- (5) その他町長が必要と認める書類

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、町が必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が町と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は法人の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

基山町長 様

住 所

ふりがな
氏 名

印

生年月日

年 月 日

様

基山町長 印

基山町空家における家財処分等費用補助金交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請がありました基山町空家における家財処分等費用補助金の交付について、下記のとおり決定（却下）しましたので、基山町空家における家財処分等費用補助金交付要綱第7条の規定に基づき通知します。

記

- 1 補助金の名称 基山町空家における家財処分等費用補助金
- 2 空家の所在地
- 3 交付決定額 金 円
- 4 交付の条件

- (1) この補助金は本事業の目的以外に使用してはならない。
- (2) 町長は必要があると認めるときは、本事業について現地確認調査等を行うことができる。
- (3) 基山町空家における家財処分等費用補助金交付要綱第13条第1項に該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、補助金の返還を求めることができる。

5 却下の理由

（不服申立て及び取消訴訟）

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、基山町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、当該決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、基山町を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

基山町長 様

申請者 住所
氏名 印

基山町空家における家財処分等費用補助金変更（取下）承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知を受けた基山町空家における家財処分等費用補助金について、下記のとおり変更（取下）したいので基山町空家における家財処分等費用補助金交付要綱第8条の規定により申請します。

記

1 空家の所在地

2 変更（取下）理由

3 事業期間 (着手) 年 月 日
(完了) 年 月 日

4 添付書類

- (1) 事業の内容がわかる書類
- (2) その他町長が必要と認める書類

様式第4号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

基山町長

印

基山町空家における家財処分等費用補助金変更（取下）承認通知書

年 月 日付けで変更（取下）申請がありました基山町空家における家財処分等費用補助金について、下記のとおり決定しましたので、基山町空家における家財処分等費用補助金交付要綱第8条の規定に基づき通知します。

記

1 空家の所在地

2 補助金変更交付決定額 金 円

3 変更（取下）年月日 年 月 日

様式第 5 号（第 9 条関係）

年 月 日

基山町長 様

申請者 住 所
氏 名 印

基山町空家における家財処分等費用補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知を受けた基山町空家における家財処分等費用補助金の交付対象事業が完了したので、基山町空家における家財処分等費用補助金要綱第 9 条の規定により関係書類を添えて報告します。

記

1 空家の所在地

2 交付決定額 金 円

3 事業期間 (着手) 年 月 日
(完了) 年 月 日

4 添付書類

- (1) 領収書の写し
- (2) 家財処分等実施後の写真
- (3) その他町長が必要と認める書類

様式第6号（第10条関係）

第 号

年 月 日

様

基山町長

印

基山町空家における家財処分等費用補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告がありました基山町空家における家財処分等費用補助金について、その額を下記のとおり確定しましたので、基山町空家における家財処分等費用補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

補助金の交付確定額 金 円

様式第7号（第11条関係）

年 月 日

基山町長 様

申請者 住 所
氏 名 印

基山町空家における家財処分等費用補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号により交付額確定通知があった基山町空家における家財処分等費用補助金について、下記金額を交付されるよう基山町空家における家財処分等費用補助金交付要綱第11条の規定により請求します。

記

請求金額 金 円

【補助金の振込先】

金融機関名	銀行・金庫 組合・農協	支店名	本店・支店 本所・支所
預金の種類	普通 ・ 当座 ・ その他 ()		
口座番号			
口座名義	(フリガナ)		

※ 口座の確認のため預金通帳をお持ちいただくか、通帳又はキャッシュカードの写しを提出してください。